

千厩高校 同窓会 会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は岩手県立千厩高等学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、相協力して母校の発展に寄与することを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は次の会員をもって構成する。

(1)正会員 次の学校を卒業したもの

ア 郡立蚕業学校

イ 岩手県立蚕業学校

ウ 岩手県立農蚕学校

エ 岩手県立千厩高等学校(昭和23年度～昭和48年度卒業)
(昭和49年度～平成13年度卒業)

オ 岩手県立千厩農業高等学校

カ 岩手県立千厩東高等学校

キ 岩手県立千厩高等学校(平成14年度以降卒業)

(2)賛助会員

ア 本校の職員

イ 本校の旧職員

ウ その他、本会の目的に賛同するもの

第4章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 毎年一回総会を開く

(2) 母校の教育事業の援助・促進

(3) 会員住所の調査

(4) 会報の発行

(5) その他必要と認められた事項

第5章 支会

第5条 本会に支会をおくことができる。

2 司会は本会の目的にのっとり、別に支会の規約を定めその運用を行う。

第6章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名(うち1名は校長とする)
- (3) 幹 事 2名
- (4) 理 事 若干名(各支会長・副支会長を含む)
- (5) 本部評議員 若干名(別に定める)
- (6) 顧 問 若干名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し皆無を総理する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する
- (3) 幹事は、会務を監査する
- (4) 理事は、本会の事業企画ならびに運営にあたる
- (5) 本部評議員は、会長の諮問に応じて意見を述べる
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・理事は、会員中より総会において選出する
- (2) 理事は、会長が委嘱する
- (3) 本部評議員は、各支会から推挙された者とする
- (4) 顧問は、会長が委嘱する

第9条 役員の任期は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・監事の任期は3年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者の就任までその任にあたるものとする
- (2) 補欠による後任の任期は前任者の残任期間とする

第7章 会 議

第10条 総会は、定期総会・臨時総会とし、定期総会は年一回開催し、次の事項を審議、議決する。臨時総会は会長が必要と認めたとき開催する。

- (1) 事業報告ならびに決算の承認
- (2) 事業計画ならびに予算の決定
- (3) 会則の改廃
- (4) 会長・副会長・監事の選任
- (5) その他の重要事項

第11条 理事会は会長が招集し、次の権限を持つ。

- (1) 総会提出事項及び重要事項の審議・立案
 - (2) 本会運営上の執行面における審議・執行
 - (3) 会則の運用上の細則の決定
 - (4) 緊急事項の処理に関すること
- 2 理事会は理事の他、会長が必要と認めた者を出席させることができる。

第12条 会議の決議事項は、出席者の過半数の賛同を持って議決し、賛否同数の場合は議長が採決する。

第8章 会 計

第13条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第14条 本会の会費は在学中に納入するものとする。

第15条 会費の金額は別に定める。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 会務の代行

第17条 会長は、会務の処理に当たってその一部を副会長である校長に代行させることができる。

2 校長の代行できる会務は次のとおりとし、その状況を会長に報告するものとする。

- (1) 会務処理に必要な起案文書等の決裁に関すること
- (2) 収入・支出事務に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、定例または簡易な事項

3 校長が不在のときは、校長の定めるところにより前各号の会務の処理は、教頭または事務長が処理することができる。

付 則

この会則は平成14年4月1日から施行する。

この会則は平成15年7月7日から施行する。